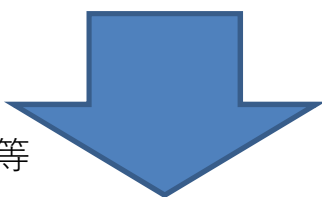


# 供託手続に関するお知らせ

日本銀行代理店の廃止・集約に伴い，和歌山地方法務局橋本支局の供託手続における供託金等の取扱店が次のとおり変更となります。

日本銀行 妙寺代理店  
(紀陽銀行 妙寺支店)  
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺4 6 6 の2

- ・ 供託金の納入
- ・ 振出小切手の支払い
- ・ 供託有価証券の納入・払渡し等




令和3年7月1日  
取扱店変更

日本銀行 和歌山代理店  
(紀陽銀行 本店営業部)  
和歌山市本町1丁目35番地  
Tel.073-423-9111  
営業時間：午前9時から午後3時まで

※ 取扱店変更日以降は，日本銀行妙寺代理店（紀陽銀行妙寺支店）において供託金の納入等の手続をすることはできません。

オンラインによる供託手続や，供託金の電子納付については，これまでどおりで変更はありません。

ご自宅や事務所にいながらできるオンラインによる供託手続や，お近くのペイジー対応のATM  から供託金を納入できる電子納付のご利用をおすすめします。

オンラインによる供託手続について詳しくは，「供託ねっと」をご覧ください。

供託ねっと

検索

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>



ご不明な点は，下記の法務局までお問い合わせください。

和歌山地方法務局供託課  
〒640-8552 和歌山市二番丁3番地  
(和歌山地方合同庁舎4階)

Tel.073-422-5131 (自動音声ガイダンス：その他3番)

和歌山地方法務局橋本支局  
〒648-0072 橋本市東家5丁目2番2号  
(橋本地方合同庁舎)

Tel.0736-32-0206 (自動音声ガイダンス：その他2番)

和歌山地方法務局

## 日本銀行妙寺代理店の廃止・集約に伴う和歌山地方法務局橋本支局の供託手続における供託金等の取扱いに関する Q & A

和歌山地方法務局

Q 1 和歌山地方法務局橋本支局の供託手続における供託金及び供託有価証券を納入する銀行は、いつから変更されますか。

A 日本銀行妙寺代理店の廃止・集約に伴い、令和3年7月1日（木）から変更されます。

Q 2 これまで日本銀行妙寺代理店（紀陽銀行妙寺支店）に供託金等を納入していましたが、納入する銀行の変更後はどこに納入するのでしょうか。

A 日本銀行和歌山代理店（紀陽銀行本店営業部）に納入することになります。

Q 3 日本銀行妙寺代理店（紀陽銀行妙寺支店）では供託金等の納入はできなくなるのですか。

A 令和3年7月1日（木）以降は、日本銀行和歌山代理店（紀陽銀行本店営業部）にしか納入できません。

Q 4 和歌山地方法務局橋本支局の近くで供託金等を納入する方法はありますか。

A 以下の①又は②の方法により供託金を納入することができます。供託を申請する際にその旨をお申し出ください。法務局において供託金の納入が確認され次第、供託書正本を交付することができます。

なお、供託有価証券については、日本銀行和歌山代理店にしか納入することができません。

① 電子納付（ペイジー）

ゆうちょ銀行などのペイジーが利用できる金融機関の A T M やインターネットバンキングを利用して納付する方法があります。手数料は無料です。

② 当座預金口座への振込

紀陽銀行妙寺支店にある供託官名義の当座預金口座への銀行振込により納入することができます。なお、別途、振込手数料がかかりますので、供託者においてご負担いただくこととなります。

Q 5 供託金額が A T M の利用上限額を超える場合は、どうすればよいですか。

- A インターネットバンキングによる電子納付（ペイジー）、紀陽銀行妙寺支店の供託官名義の当座預金口座への振込み、又は、日本銀行和歌山代理店（紀陽銀行本店営業部）に納入する方法のいずれかを選択していただくことになります。  
なお、振込の場合は、別途、振込手数料がかかりますので、供託者においてご負担いただくことになります。

Q 6 インターネットを利用して供託手続をすることはできますか。

- A 供託の手続は、オンラインによって申請することができます。Webブラウザだけで申請できる供託かんたん申請を利用した方法と機能豊富な申請用総合ソフト（登記手続と共用）を利用した方法の2通りあります。  
オンラインによる供託手続について詳しくは、「供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>)をご覧ください。



Q 7 供託を申請してすぐに供託書正本を受け取りたいのですが、どうすればよいですか。

- A 法務局の窓口での申請後、午前9時から午後3時までに日本銀行和歌山代理店（紀陽銀行本店営業部）で供託金等を納入すれば、あらかじめ交付した供託書正本に供託金等の受領印が押され有効になり、手続が完了します。  
電子納付（ペイジー）又は振込による供託金の納入をされる場合は、供託金が納入された情報が受信され次第、法務局の窓口において供託書正本を交付することができます。  
お急ぎの場合は、あらかじめ法務局にご相談の上申請してください。

Q 8 供託金の払渡請求で振り出された小切手は、どこで支払を受けることができますか。

- A 令和3年6月30日（水）までに振り出された小切手は、同日の午後3時までに、日本銀行妙寺代理店（紀陽銀行妙寺支店）で現金の支払を受けてください。同日を過ぎると支払を受けることができなくなります。  
同年7月1日以降に振り出される小切手は、日本銀行和歌山代理店（紀陽銀行本店営業部）で現金の支払を受けてください。

Q 9 小切手のほかに、供託金の払渡しを受ける方法はありますか。

- A 払渡請求者の預貯金口座に振り込む方法があります。振り込まれるまでに一週間程度の期間がかかりますが、振込手数料はかからず、小切手の持ち運びに伴うリスクがなく安全です。